

「国際協力事業安全対策会議」における新たな安全対策の策定(最終報告)

＜「国際協力事業安全対策会議」の概要＞

- (1) ダッカ襲撃テロ事件を受け、国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、新たな対策を策定するため、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を設置。外務省及びJICAが多くの関係省庁とともに、また、政府関係機関、企業、NGO、地域情勢や危機管理の専門家の協力も得て、計5回会合を開催。
- (2) 8月1日に「中間報告」を実施。外部有識者から成る諮問委員会とも調整の上、30日に新たな安全対策(最終報告)を発表。

新たな安全対策(最終報告)のポイント

- ◆ 最近の国際情勢を踏まえ、「安全はもはやタダではない」こと、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要があることを認識し、JICA関係者にとどまらず、態勢の強くない中小企業を始め、**より広範囲の国際協力事業関係者・NGOの安全確保**に向け、以下の具体的措置をとることとする。

(注) 以下の安全対策は、ODA以外の国際協力事業にも基本的に妥当。外務省は、安全対策を全体として向上すべく、他省庁と緊密に協力。

1 脅威情報の収集・分析・共有の強化

- 外務省・JICAの情報収集・分析態勢の強化
 - ⇒ 外務省: 国際テロ情報収集ユニットの強化, 外務省の地域・語学専門家の養成のための研修の充実及び増員
 - JICA: 安全対策・地域専門家, 地域情勢・危機管理の外部専門家・アドバイザーの増強, 情報管理態勢の整備
- 諸外国・機関との情報交換の強化
 - ⇒ 現地当局等との協力強化・能力構築支援を通じた情報交換等の強化, 同盟国・友好国や国連との情報交換の活発化
- 関係者への情報共有の仕組みの整備
 - ⇒ 東京: 「**国際協力事業安全対策会議**」を常設し、**定期的**に実施 (外務省, JICA, 関係省庁, 政府関係機関, 事業関係者, NGO等との情報交換等)
 - 現地: 在外公館が主催する「**ODAタスクフォース**」, 「**安全対策連絡協議会**」を活用した**情報共有の緊密化**,
緊急連絡態勢の構築(JICA職員・事業関係者・NGOによる在留届・「たびレジ」登録の徹底) など

2 事業関係者及びNGOの行動規範

- 外務省及びJICAの**緊急連絡網の拡大**(事業関係者・NGOをより広く含む), 現地での**緊急連絡訓練**の実施
- 事業関係者の行動規範強化: JICAと契約関係にある者への**行動規範の徹底**, JICAと契約関係にない者への**推奨**
- NGOとの連携強化: NGOへの**情報・行動規範の提供**, 安全対策に特化した外務省・NGO協議の実施(年2回程度) など

3 ハード・ソフト両面の防護措置, 研修・訓練の強化

- 防護措置の強化 (以下※は平成28年度2次補正予算案で喫緊に必要な予算を計上)
 - ⇒ 安全対策の専門家による定期点検(在外公館・JICA在外事務所, プロジェクト・サイト等), 在外公館・JICA在外事務所の**安全対策機材(通信機器, 防弾車等)等の増強(※約10億円)**, 現地当局による**警備強化に向けた働きかけ・治安能力構築支援(※55億円)**
- 研修・訓練の強化
 - ⇒ JICAの**研修・訓練内容の充実, 対象の拡大**(JICAと契約関係にない事業関係者やNGOも含む)
- **ODA事業の安全対策における事業関係者の負担軽減(特に中小企業)**
 - ⇒ 円借款事業: ①安全対策経費の借款額への計上, ②安全対策経費を適切に含んだ形での入札評価, ③治安情勢の悪化が原因で事業が遅延する場合の受注企業の免責に向けた**現地当局への働きかけ, 安全対策経費を可能な範囲でJICAで手当てすべく支援の在り方を検討(特に中小企業)**
 - ⇒ 無償資金協力事業: 安全対策経費の事業経費への計上, **予備的経費の活用**の促進, 現地政府が安全対策を行うことを確保するための**二国間文書の作成**等
 - ⇒ 技術協力: 現地政府が安全対策を行うことを確保する規定を含む技術協力協定の締結交渉の更なる加速
 - ⇒ NGO: 政府のODA予算から資金を受けるNGOによる安全対策経費の計上の促進 など

4 危機発生後の対応

- JICA関連事業に係る事件・事故の直接被害者への支援及び間接被害者(同伴家族等)へのメンタルケア等の支援
- 事業関係者の必要な保険への加入等の徹底
- **南スーダンからの退避事案と類似の事態に備えた机上演習(原則として本年中に実施)**
- **退避に係る費用を可能な範囲でJICAで手当てすべく支援の在り方を検討(特に中小企業)** など

5 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

- **外務省及びJICAの安全管理態勢の強化**
 - ⇒ 外務省は審議官／参事官級, JICAは役員級をそれぞれ**安全対策担当に指名**し, 安全管理部署の態勢も強化。
- **地域の拠点となる在外公館, JICA在外事務所の態勢の強化**